

5 G サ - ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]										
<p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 付加機能</p> <p>(付加機能の提供)</p> <p>第24条 当社は、5G契約者等から請求があったときは、別表2(付加機能)に規定する付加機能を提供します。この場合において、付加機能に係る料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(注1) 本条第2項に規定する当社が別に定めるものは、5G契約及び5Ghome でんわ契約(当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものに限ります。)においては別表2(付加機能)に規定する迷惑電話おこわり機能、位置情報通知機能及び docomo Starlink Direct、5Ghome でんわ契約(当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものに限ります。)においては別表2に規定する迷惑電話おこわり機能、通信中着信可能機能、着信転送機能、発信者番号表示機能、番号通知お願いサービス、迷惑電話ストップ機能、位置情報通知機能及び docomo Starlink Direct とします。</p> <p>(注2) (略)</p> <p>第5章～第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別記 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 付加機能</p> <p>1 2及び3以外のもの</p> <table border="1" data-bbox="136 1029 929 1171"> <tr><td>種 類</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>docomo Starlink Direct</td></tr> </table> <p>2 5G契約に係る区分のうち、コースBに係るもの</p> <table border="1" data-bbox="136 1241 929 1383"> <tr><td>種 類</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>docomo Starlink Direct</td></tr> </table>	種 類	(略)	docomo Starlink Direct	種 類	(略)	docomo Starlink Direct	<p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 付加機能</p> <p>(付加機能の提供)</p> <p>第24条 当社は、5G契約者等から請求があったときは、別表2(付加機能)に規定する付加機能を提供します。この場合において、付加機能に係る料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(注1) 本条第2項に規定する当社が別に定めるものは、5G契約及び5Ghome でんわ契約(当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものに限ります。)においては別表2(付加機能)に規定する迷惑電話おこわり機能及び位置情報通知機能、5Ghome でんわ契約(当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものに限ります。)においては別表2に規定する迷惑電話おこわり機能、通信中着信可能機能、着信転送機能、発信者番号表示機能、番号通知お願いサービス、迷惑電話ストップ機能及び位置情報通知機能とします。</p> <p>(注2) (略)</p> <p>第5章～第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別記 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 付加機能</p> <p>1 2及び3以外のもの</p> <table border="1" data-bbox="1151 1029 1944 1123"> <tr><td>種 類</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table> <p>2 5G契約に係る区分のうち、コースBに係るもの</p> <table border="1" data-bbox="1151 1241 1944 1335"> <tr><td>種 類</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table>	種 類	(略)	種 類	(略)
種 類											
(略)											
docomo Starlink Direct											
種 類											
(略)											
docomo Starlink Direct											
種 類											
(略)											
種 類											
(略)											

3 5 Ghome でんわに係るもの

種 類
(略)
docomo Starlink Direct

(注) (略)

別表3～別表7 (略)

附 則 (令和8年4月21日経企 000600004547-01号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和8年4月27日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった5Gサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(docomo Starlink Direct の提供に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際に5G又は5Ghome でんわの提供を受けているときは、この改正規定実施の日において、別表2(付加機能)に規定するdocomo Starlink Direct の請求があったものとみなして取り扱います。

3 5 Ghome でんわに係るもの

種 類
(略)

(注) (略)

別表3～別表7 (略)

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]										
<p>第 1 章～第 4 章 (略)</p> <p>第 5 章 付加機能</p> <p>(付加機能の提供)</p> <p>第 28 条 当社は、X i 契約者から請求があったときは、別表 2 (付加機能) に規定する付加機能を提供します。この場合において、付加機能の料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(注 1) 本条第 2 項に規定する当社が別に定めるものは、別表 2 (付加機能) に規定する迷惑電話おこわり機能、位置情報通知機能及び docomo Starlink Direct とします。</p> <p>(注 2) (略)</p> <p>第 6 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別記 (略)</p> <p>別表 1 (略)</p> <p>別表 2 付加機能</p> <p>1 X i 契約に係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr><td style="text-align: center;">種 類</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>docomo Starlink Direct</td></tr> </table> <p>2 X i ユビキタス契約に係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr><td style="text-align: center;">種 類</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>docomo Starlink Direct</td></tr> </table> <p>(注) (略)</p> <p>別表 3～別表 7 (略)</p>	種 類	(略)	docomo Starlink Direct	種 類	(略)	docomo Starlink Direct	<p>第 1 章～第 4 章 (略)</p> <p>第 5 章 付加機能</p> <p>(付加機能の提供)</p> <p>第 28 条 当社は、X i 契約者から請求があったときは、別表 2 (付加機能) に規定する付加機能を提供します。この場合において、付加機能の料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(注 1) 本条第 2 項に規定する当社が別に定めるものは、別表 2 (付加機能) に規定する迷惑電話おこわり機能、位置情報通知機能とします。</p> <p>(注 2) (略)</p> <p>第 6 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別記 (略)</p> <p>別表 1 (略)</p> <p>別表 2 付加機能</p> <p>1 X i 契約に係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr><td style="text-align: center;">種 類</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table> <p>2 X i ユビキタス契約に係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr><td style="text-align: center;">種 類</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table> <p>(注) (略)</p> <p>別表 3～別表 7 (略)</p>	種 類	(略)	種 類	(略)
種 類											
(略)											
docomo Starlink Direct											
種 類											
(略)											
docomo Starlink Direct											
種 類											
(略)											
種 類											
(略)											

附 則（令和 8 年 4 月 21 日経企 000600004547-01 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 8 年 4 月 27 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならない X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（docomo Starlink Direct の提供に関する経過措置）

3 この改正規定実施の際現に X i 又は X i ユビキタスの提供を受けているときは、この改正規定実施の日において、別表 2（付加機能）に規定する docomo Starlink Direct の請求があったものとみなして取り扱います。

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]		
<p>第1章～第15章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表3 (略)</p> <p>附 則 (令和8年4月21日経企000600004547-01号) (実施期日)</p> <p>1 この附則は、令和8年5月1日から実施します。 (料金の支払いに関する経過措置)</p> <p>2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかった I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (ドコモ光戸建タイプ A 2 / 東等に係る I P 通信網契約に関する経過措置)</p> <p>3 この附則実施の際現に、当社が定める「ぶらら光」利用規約により締結されているぶらら光に係る次表の左欄の契約 (以下この附則において「ぶらら光契約」といいます。) について、この附則実施日以降の当社が別に定める日において、事業者変更を利用して当社と同表の右欄の I P 通信網契約を締結したものとみなします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> ぶらら光 ぶらら光ホームタイプ ぶらら光ホームタイプ ぶらら光ホームタイプ (無線 LAN 機器あり) ぶらら光マンションタイプ ぶらら光マンションタイプ ぶらら光マンションタイプ (無線 LAN 機器あり) </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> I P 通信網サービス I P 通信網契約 通信速度種別に係る品目が 10 G タイプ以外のもの 定期契約 ドコモ光戸建タイプ A 2 / 東 ドコモ光戸建タイプ A 2 / 西 ドコモ光戸建タイプ A 2 / 東 ドコモ光マンションタイプ A 2 / 東 ドコモ光マンションタイプ A 2 / 西 ドコモ光マンションタイプ A 2 / 東 </td> </tr> </table> <p>4 次のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらずその規定を適用しません。 (1) そのぶらら光契約において特定 F T T H 事業者が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合であって、特定 F T T H 事業者がその電気通信サービスに係る契約に関する情報の当社への開示を承諾したことを当社が確認できないとき。 (2) そのぶらら光契約に係るぶらら光電話契約 (当社が定めるぶらら光電話利用規約に規定するものをいいます。) において特定 F T T H 事業者が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合であって、特定 F T T H 事業者がその電気通信サービスに係る契約に関する情報の当社への開示を承諾したことを当社が確認できないとき。 (3) 前項に規定する当社が別に定める日まで、そのぶらら光契約が解除されたとき。 (端末設備の貸与に関する経過措置)</p> <p>5 当社は、そのぶらら光契約において当社が定める「ぶらら光」利用規約に規定する次表の左欄の機器の提供を受けているときは、第3項の規定により当社と I P 通信網契約を締結した契約者から、その I P 通信網契約を締結した日において、同表の右欄の端末設備の貸与に係る請求があったものとみなして取り扱います。</p>	ぶらら光 ぶらら光ホームタイプ ぶらら光ホームタイプ ぶらら光ホームタイプ (無線 LAN 機器あり) ぶらら光マンションタイプ ぶらら光マンションタイプ ぶらら光マンションタイプ (無線 LAN 機器あり)	I P 通信網サービス I P 通信網契約 通信速度種別に係る品目が 10 G タイプ以外のもの 定期契約 ドコモ光戸建タイプ A 2 / 東 ドコモ光戸建タイプ A 2 / 西 ドコモ光戸建タイプ A 2 / 東 ドコモ光マンションタイプ A 2 / 東 ドコモ光マンションタイプ A 2 / 西 ドコモ光マンションタイプ A 2 / 東	<p>第1章～第15章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表3 (略)</p>
ぶらら光 ぶらら光ホームタイプ ぶらら光ホームタイプ ぶらら光ホームタイプ (無線 LAN 機器あり) ぶらら光マンションタイプ ぶらら光マンションタイプ ぶらら光マンションタイプ (無線 LAN 機器あり)	I P 通信網サービス I P 通信網契約 通信速度種別に係る品目が 10 G タイプ以外のもの 定期契約 ドコモ光戸建タイプ A 2 / 東 ドコモ光戸建タイプ A 2 / 西 ドコモ光戸建タイプ A 2 / 東 ドコモ光マンションタイプ A 2 / 東 ドコモ光マンションタイプ A 2 / 西 ドコモ光マンションタイプ A 2 / 東		

ぶらら光 無線 LAN 機器 ホームゲートウェイ LAN カード	I P 通信網サービス I P 通信網契約 無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置／東 無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置／東 無線 LAN ルータ機能対応型増設装置／東
-----------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------

6 当社は、そのぶらら光契約において特定 F T T H 事業者が定める I P 通信網サービス契約約款に規定する次表の左欄の回線接続装置の提供を受けているときは、第 3 項の規定により当社と I P 通信網契約を締結した契約者から、その I P 通信網契約を締結した日において、同表の右欄の端末設備の貸与に係る請求があったものとみなして取り扱います。

I P 通信網サービス I P 通信網契約 無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置 無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置 ルータ機能付回線接続装置 無線 LAN ルータ機能対応型増設装置 無線 LAN ルータ機能対応型増設装置	I P 通信網サービス I P 通信網契約 無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置／東 無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置／西 ルータ機能付回線接続装置／西 無線 LAN ルータ機能対応型増設装置／東 無線 LAN ルータ機能対応型増設装置／西
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(付加機能の提供に関する経過措置)

7 当社は、第 3 項の規定により当社と I P 通信網契約を締結した契約者から、その I P 通信網契約を締結した日において、別表 2 (付加機能) に規定する OCN インターネットの請求があったものとみなして取り扱います。

8 当社は、そのぶらら光契約に係る契約者回線 (「ぶらら光」利用規約に規定するものをいいます) を使用して特定 F T T H 事業者が定めるフレッツ・テレビ伝送サービス利用規約に規定するフレッツ・テレビ伝送サービスの提供を受けているときは、第 3 項の規定により I P 通信網契約を締結した契約者から、その I P 通信網契約を締結した日において、別表 2 (付加機能) に規定する映像通信伝送機能の請求があったものとみなして取り扱います。

9 当社は、そのぶらら光契約において特定 F T T H 事業者が定める I P 通信網サービス契約約款に規定する保守の態様による細目を選択しているときは、第 3 項の規定により I P 通信網契約を締結した契約者から、その I P 通信網契約を締結した日において、別表 2 (付加機能) に規定する 24 時間出張修理オプションの請求があったものとみなして取り扱います。

(定期契約に係る解約金の適用除外)

10 第 3 項の規定により当社と締結した定期契約について、その定期契約を締結した日からその定期契約の更新日を含む暦月の前々暦月の末日までの間において、その定期契約の解除があったときは、料金表第 1 表第 3 (定期契約に係る解約金) の規定にかかわらず、その定期契約の解除に係る解約金の支払いを要しません。

(契約事務手数料の適用除外)

11 第 3 項の規定により、事業者変更を利用して当社と I P 通信網契約を締結したときは、料金表第 1 表第 4 (手続きに関する料金) の規定にかかわらず、その I P 通信網契約の締結に係る契約事務手数料の支払いを要しません。

(注) 第 3 項に規定する当社が別に定める日は、第 3 項の規定により I P 通信網契約を締結した後、当社所定の書面により契約者に通知します。

音 声 利 用 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]				
<p>第1章～第15章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表1～別表6（略）</p> <p>附 則（令和8年4月21日経企 000600004547-01 号） （実施期日）</p> <p>1 この附則は、令和8年5月1日から実施します。 （料金の支払いに関する経過措置）</p> <p>2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならない音声利用 I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （音声利用 I P 通信網契約に関する経過措置）</p> <p>3 I P 通信網サービス契約約款附則（令和8年4月21日経企 000600004547-01 号）第3項の規定により、当社が定める「ぶらら光」利用規約により締結されているぶらら光契約について事業者変更を利用して当社と I P 通信網契約を締結する場合であって、そのぶらら光契約に係る契約者回線（「ぶらら光」利用規約に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を使用して特定 F T T H 事業者が提供する音声利用 I P 通信網サービス（次表の左欄に規定するものに限ります。）の提供を受けているときは、この附則実施日以降の当社が別に定める日において、当社と同表の右欄の音声利用 I P 通信網契約を締結したものとみなします。</p> <table border="1" data-bbox="136 852 1075 1066"> <tr> <td data-bbox="136 852 607 1066"> 音声利用 I P 通信網サービス 第2種契約 タイプ1、タイプ2 メニュー1-1 メニュー1-1（発信電話番号受信機能、発信電話番号通知要請機能、迷惑電話おこわり機能及び着信情報送信機能の提供を受けているもの） メニュー1-2 </td> <td data-bbox="607 852 1075 1066"> 音声利用 I P 通信網サービス 音声利用 I P 通信網契約 ドコモ光電話 ドコモ光電話バリュー ドコモ光電話バリュー </td> </tr> </table> <p>4 前項の規定によるほか、I P 通信網サービス契約約款附則（令和8年4月21日経企 000600004547-01 号）第3項の規定により、当社が定める「ぶらら光」利用規約により締結されているぶらら光契約について事業者変更を利用して当社と I P 通信網契約を締結する場合であって、そのぶらら光に係る利用回線（当社が定めるぶらら光電話利用規約に規定するものをいいます。）を使用してぶらら光電話（当社が定めるぶらら光電話利用規約に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の提供を受けているときは、そのぶらら光電話に係るぶらら光電話契約（当社が定めるぶらら光電話利用規約に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）について、この附則実施日以降の当社が別に定める日において、当社と同表の右欄の音声利用 I P 通信網契約を締結したものとみなします。</p> <table border="1" data-bbox="136 1278 1075 1388"> <tr> <td data-bbox="136 1278 607 1388"> ぶらら光電話 ぶらら光電話契約 ぶらら光電話ベーシック ぶらら光電話プラス </td> <td data-bbox="607 1278 1075 1388"> 音声利用 I P 通信網サービス 音声利用 I P 通信網契約 ドコモ光電話 ドコモ光電話バリュー </td> </tr> </table>	音声利用 I P 通信網サービス 第2種契約 タイプ1、タイプ2 メニュー1-1 メニュー1-1（発信電話番号受信機能、発信電話番号通知要請機能、迷惑電話おこわり機能及び着信情報送信機能の提供を受けているもの） メニュー1-2	音声利用 I P 通信網サービス 音声利用 I P 通信網契約 ドコモ光電話 ドコモ光電話バリュー ドコモ光電話バリュー	ぶらら光電話 ぶらら光電話契約 ぶらら光電話ベーシック ぶらら光電話プラス	音声利用 I P 通信網サービス 音声利用 I P 通信網契約 ドコモ光電話 ドコモ光電話バリュー	<p>第1章～第15章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表1～別表6（略）</p>
音声利用 I P 通信網サービス 第2種契約 タイプ1、タイプ2 メニュー1-1 メニュー1-1（発信電話番号受信機能、発信電話番号通知要請機能、迷惑電話おこわり機能及び着信情報送信機能の提供を受けているもの） メニュー1-2	音声利用 I P 通信網サービス 音声利用 I P 通信網契約 ドコモ光電話 ドコモ光電話バリュー ドコモ光電話バリュー				
ぶらら光電話 ぶらら光電話契約 ぶらら光電話ベーシック ぶらら光電話プラス	音声利用 I P 通信網サービス 音声利用 I P 通信網契約 ドコモ光電話 ドコモ光電話バリュー				

(端末設備の貸与に関する経過措置)

5 当社は、特定 F T T H 事業者が定める端末設備貸出サービスに係る利用規約に規定する次表の左欄の機器利用を受けているときは、第 3 項の規定により当社と音声利用 I P 通信網契約を締結した契約者から、その音声利用 I P 通信網契約を締結した日において、同表の右欄の端末設備の貸与に係る請求があったものとみなして取り扱います。

端末設備貸出サービス	音声利用 I P 通信網サービス
利用契約	音声利用 I P 通信網契約
ルータ機能付 I P 電話対応装置 (東日本エリア) 同時通信機能対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置 (東日本エリア)	ドコモ光電話対応ルーター ドコモ光電話対応ルーター
無線 L A N 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置 基本装置 (東日本エリア)	ドコモ光電話対応無線 L A N ルーター/東
無線 L A N 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置 増設装置 (東日本エリア)	追加無線 L A N カード/東
無線 L A N 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置 (無線 L A N 機能を使用しない設定) (東日本エリア)	ドコモ光電話対応ルーター
同時通信機能・無線 L A N 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置 基本装置 (東日本エリア)	ドコモ光電話対応無線 L A N ルーター/東
同時通信機能・無線 L A N 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置 増設装置 (東日本エリア)	追加無線 L A N カード/東
同時通信機能・無線 L A N 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置 (無線 L A N 機能を使用しない設定) (東日本エリア)	ドコモ光電話対応ルーター
無線 L A N 内蔵型ルータ機能付 I P 電話対応装置 基本装置 (東日本エリア)	ドコモ光電話対応無線 L A N ルーター/東
無線 L A N 内蔵型ルータ機能付 I P 電話対応装置 増設装置 (東日本エリア)	追加無線 L A N カード/東
無線 L A N 内蔵型ルータ機能付 I P 電話対応装置 (無線 L A N 機能を使用しない設定) (東日本エリア)	ドコモ光電話対応ルーター
ルータ機能付 I P 電話対応装置 (西日本エリア)	ドコモ光電話対応ルーター
無線 L A N 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置 基本装置 (西日本エリア)	ドコモ光電話対応無線 L A N ルーター/西
無線 L A N 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置 増設装置 (西日本エリア)	追加無線 L A N カード/西

6 当社は、当社が定めるぶらら光電話利用規約に規定する次表の左欄のルーター機器の貸与を受けているときは、第 4 項の規定により当社と音声利用 I P 通信網契約を締結した契約者から、その音声利用 I P 通信網契約を締結した日において、同表の右欄の端末設備の貸与に係る請求があったものとみなして取り扱います。

ぶらら光電話 ぶらら光電話契約 ぶらら光電話ルーター 戸建：無線 LAN なし（東日本エリア） 戸建：無線 LAN なし（西日本エリア） 集合：無線 LAN なし（東日本エリア） 集合：無線 LAN なし（西日本エリア） 戸建：無線 LAN あり（東日本エリア） 戸建：無線 LAN あり（西日本エリア） 集合：無線 LAN あり（東日本エリア） 集合：無線 LAN あり（西日本エリア） 追加無線 LAN カード（東日本エリア） 追加無線 LAN カード（西日本エリア）	音声利用 I P 通信網サービス 音声利用 I P 通信網契約 ドコモ光電話対応ルーター ドコモ光電話対応ルーター ドコモ光電話対応ルーター ドコモ光電話対応ルーター ドコモ光電話対応無線 LAN ルーター／東 ドコモ光電話対応無線 LAN ルーター／西 ドコモ光電話対応無線 LAN ルーター／東 ドコモ光電話対応無線 LAN ルーター／西 追加無線 LAN カード／東 追加無線 LAN カード／西
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（付加機能の提供に関する経過措置）

7 当社は、特定 F T T H 事業者が定める音声利用 I P 通信網サービス契約約款に規定する次表の左欄の付加機能の提供を受けているときは、第 3 項の規定により当社と音声利用 I P 通信網契約を締結した日において、同表の右欄の付加機能の請求があったものとみなして取り扱います。

音声利用 I P 通信網サービス 発信電話番号受信機能（基本機能） 発信電話番号通知要請機能 通信中着信機能 着信転送機能 迷惑電話おこわり機能 着信情報送信機能 同時通信機能 番号情報送出機能	音声利用 I P 通信網サービス 音声利用 I P 通信網契約 発信者番号表示機能（基本機能） 発信電話番号通知要請機能 通信中着信機能 着信転送機能 迷惑電話ストップサービス機能 着信情報送信機能 同時通信機能 番号情報送出機能
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

8 当社は、当社が定めるぶらら光電話利用規約に規定する次表の左欄の付加サービスの提供を受けているときは、第 4 項の規定により当社と音声利用 I P 通信網契約を締結した日において、同表の右欄の付加機能の請求があったものとみなして取り扱います。

ぶらら光電話 ぶらら光電話契約 発信者番号表示機能 番号通知リクエスト機能 通話中着信機能 着信転送機能 着信拒否機能 着信お知らせメール機能 ダブルチャネル機能 追加番号機能	音声利用 I P 通信網サービス 音声利用 I P 通信網契約 発信者番号表示機能（基本機能） 発信電話番号通知要請機能 通信中着信機能 着信転送機能 迷惑電話ストップサービス機能 着信情報送信機能 同時通信機能 番号情報送出機能
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（工事費の適用除外）

9 第 3 項又は第 4 項の規定により当社と音声利用 I P 通信網契約を締結したときは、料金表第 2 表（工事費）の規定にかかわらず、その音声利用 I P 通信網契約の締結に係る工事費の支払いを要しません。

（注）第 3 項及び第 4 項に規定する当社が別に定める日は、第 3 項又は第 4 項の規定により音声利用 I P 通信網契約を締結した後、当社所定の書面により契約者に通知します。